

【参考】

用語等の解説

海面漁業

海面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

漁業経営体

過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。

ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

過去1年間

平成24年11月1日～平成25年10月31日の期間。

経営組織

漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。

個人で漁業を自営する経営体をいう。

個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。

会社（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社に含む。

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。（以下「水協法」という。））第2条に規定する漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。

水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。

二つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。

都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。

その他

漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方により決定した。

(1) 過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定した経営体階層。

大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層。

(2) 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により決定した経営体階層。

上記(1)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層を決定した。

漁業層	
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。
中小漁業層	動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。
大規模漁業層	動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業種類をいう。
主とする漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち、主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだすべての漁業種類をいう。
漁船	<p>過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものといい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。</p> <p>ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。</p> <p>なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）。</p> <p>推進機関を付けない漁船をいう。</p>
無動力漁船	無動力漁船に船外機(取り外しができる推進機関)を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、他を無動力漁船とした。
船外機付漁船	
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。
漁業の海上作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上におけるすべての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船のすべての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）。 (2) 定置網漁業では、網の張り立て（網を設置することをいう。）、取替え、漁船の航行、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。 (3) 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上の引き子の作業をいう。 (4) 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）。 (5) 養殖業では、次の作業をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ア 海上養殖施設での養殖 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 漁船を使用しての養殖施設までの往復 (イ) いかだや網等の養殖施設の張立て並びに取り外し (ウ) 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収穫物の取り上げ等の海上において行うすべての作業

	<p>イ　陸上養殖施設での養殖</p> <p>(ア) 採苗, 飼育に関わる養殖施設（飼育池, 養成池及び水槽等）でのすべての作業</p> <p>(イ) 養殖施設（飼育池, 養成池及び水槽等）の掃除</p> <p>(ウ) 池及び水槽の見回り</p> <p>(エ) 給餌作業（ただし, 飼料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）</p> <p>(オ) 収穫物の取り上げ作業</p>
漁業の陸上作業	<p>漁業に係る作業のうち, 漁船, 漁網等の生産手段の修理・整備, 漁具, 漁網, 食料品の積み込み作業, 出漁・帰港時の漁船の引き下ろし, 引き上げ, 悪天候時の出漁待機, 餌の仕入れ及び調餌作業, 真珠の核入れ作業, 珠の採取作業, 貝清掃作業, 貝のむき身作業, のり, わかめの干し作業, 漁獲物を出荷するまでの運搬, 箱詰め作業, 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業, 自営漁業の管理運営業務で海上作業以外のすべての作業をいう。</p>
陸上作業最盛期の 陸上作業従事者	<p>過去 1 年間に漁業の陸上作業が最も盛んな時期に, 陸上作業のために雇った者（個人経営体の世帯員においては過去 1 年間に陸上作業に従事した者）をいう。</p> <p>なお, 陸上作業のために雇った人が, 外国人の場合や, 陸上作業に加え海上作業に従事した場合も含む。</p>
漁獲物・収穫物の 販売金額	<p>過去 1 年間に漁獲物又は海面養殖の収穫物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。</p>
出荷先	<p>過去 1 年間に漁獲物・収穫物を漁業経営体が直接出荷した相手先をいう。</p>
漁業協同組合の 市場又は荷さばき所	<p>漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所へ出荷している場合をいう。</p>
漁業協同組合 以外の卸売市場	<p>漁協以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）へ出荷している場合をいう。</p>
流通業者・加工業者	<p>卸売問屋等流通業者, 加工業者等へ出荷している場合をいう。</p>
小売業者	<p>スーパー（量販店を含む。）や鮮魚商等へ出荷している場合をいう。</p>
生協	<p>生協へ出荷している場合をいう。</p>
直売所	<p>直売所, 道の駅等で場所を借りて販売している場合をいう。</p>
自家販売	<p>自家店舗, 通販, インターネット販売, 行商などで販売している場合をいう。</p>
その他	<p>上記以外の場合をいう。</p>

個人経営体の専兼業分類	
専業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業からのみあつた場合をいう。
第1種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。
兼業の種類	
自営業	
水産加工業	水産加工業とは、水産動植物を主たる原料とする加工製造業をいい、水産動植物を自営以外から購入して加工製造するもの及び原料が自家生産物の場合でも、同一構内（屋敷内）に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者（家族も含む。）を使用し、加工製造するものをいう。 なお、藻類の素干し品のみを製造する場合は、水産加工業に含めない。
民宿	旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
遊漁船業	遊漁者から料金を徴収して、漁船、遊漁船等を使用して、遊漁者を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させること（船釣り、瀬渡し等）をいう。 なお、遊漁者を他の業者に斡旋する業務は遊漁船業に含めない。
その他	上記以外の自営業。
勤め	賃金報酬を得ることを目的として、雇われて仕事に従事した世帯員がいる場合をいう。 なお、共同経営や雇われて漁業を行っている世帯員がいる場合を含む。
基幹的漁業従事者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。
世代構成別	
一世代個人経営	漁業を行った世帯員が「経営主のみ」、「経営主と配偶者のみ」及び「経営主の兄弟姉妹のみ」の世帯員構成で行う経営をいう。
二世代個人経営	一世代個人経営に「子」、「父母」、「祖父母」及び「孫」のうちいずれかを加えた世帯員構成で行う経営をいう。
三世代等個人経営	三世代等個人経営とは、一世代個人経営及び二世代個人経営以外の世帯員構成で行う経営をいう。

自営漁業の後継者	満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者のうち、将来自営漁業の経営主になる予定の者をいう。
漁業就業者	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
自営漁業のみ	漁業就業者のうち、自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われた漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
漁業雇われ	漁業就業者のうち、「自営漁業のみ」以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
新規就業者	過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事が主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかつたが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。 なお、個人経営体の自営漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。
外国人	国籍が日本以外で、漁業経営体と雇用契約を結んで、漁業の海上作業に従事している外国人（海外基地での乗下船及び技能実習制度による外国人を含む。）をいう。なお、技能実習の外国人は漁業の従事者に含むが、研修生は含まない。
世帯員 (個人経営体出身)	個人経営体出身で生活の拠点がその家にある者で、①住居と生計を共にしている者（血縁又は姻せき関係にない者も含む。）、②漁船に乗り込んでいる者、出稼ぎ者、遊学者、療養者等で家を離れている者のうち、不在期間が1年未満の者（漁船含め船舶の乗組員については、航海日数の長期化により不在期間が1年以上にわたる場合であっても、特例として世帯員に含める。）、③家族同様に住んでいる雇い人で、1年以上経過した人又は1年以上経過する見込みの者をいう。 なお、同居人、下宿人等のように生計を別にしている者は含めない。
漁業従事者	満15歳以上で、11月1日現在で海上作業に従事した者をいう。
漁業従事世帯員	満15歳以上で漁業従事日数にかかわらず過去1年間に漁業に従事した者（雇われて漁業の仕事のみに従事した者を含む。）をいう。
大海区	海面漁業生産統計調査の表章単位で、全国の海域を9区分している。それぞれの境界線については、大海区区分図（23ページ）のとおり。

図 大海区区分図

